

時事新報

第三千六十號
明治廿四年六月廿四日 水曜日
舊曆辛卯五月十八日 (辛巳)
日 出 午 前 四 時 五 十 分
入 午 前 六 時 五 十 分
月 出 午 前 九 時 五 十 分
入 午 前 十 時 五 十 分
年 出 午 前 六 時 五 十 分
入 午 前 七 時 五 十 分
(西曆一千八百九十一年)

時事新報定價

時事新報一年二百六十五日一日休刊セズ其代價
 運送料廣告料ハ左ノ如ク
 一 枚二錢 一月前金五十錢 三月前金一圓五十錢 六月前金三
 〇 一年前金六圓
 〇 時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ送付スルモノハ限リ右定價ノ外ニ
 〇 月十五日前送付ノ申渡シ
 時事新報廣告料前金

一行	五錢	活字	廿四字	一日	限	六日	以上	七	日	以上
一行	二	付	十二	日	以上	十	日	以上	十	日

月曜日并に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り
 時事新報配達のためには此場合に新聞紙代價一箇月
 前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費
 を申受く可し

時事新報社(報道)付

近來東京府下を始め各府縣に通信社なるもの起りて是
 より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙
 面を擴張するより各社同一の記事を掲ぐるものと爲り
 ず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類
 の社に通信を依頼せずとも世間往々此事を知らずし
 て通信社に之を報道すれば本社にも其報道は達する事
 と信せらるる方多きが如し爲めに今日まで行違ひを生
 じたる場合も尠からず就て願ふは今後本社に記事論議
 と寄稿せんとせらるる方は直接に本社に向け發送せら
 れたし

領事(昨日の續)

日本領事に關する欠點を改むるの要は前號に於て開陳
 したり更に轉じて各領事のみに及ばん
 領事の總數三十五の中に就て各領事は其十五を占む
 抑も此各領事なるものは外國人にして名の如く給料
 と與ふるを要せず唯事務所費として二百圓以上二千圓
 以下を給するの定めにして而も二千圓を受くる者は僅
 に一名位に過ぎざるが故に費用の點に於ては恰好ある
 に相違なしと雖も其本職として國家貿易に對するの利
 害は如何と云ふに英國リヴァプール、ノースの如き
 頗る日本貿易にして功勞も亦少なからざれども概し
 て云へば凡そ左の如き遺憾あるを免れず
 第一各領事たらんと欲する者は大抵爲めにする所あ
 らんとするの外國人なり、各領事と云へば自ら交際
 社會にも重んぜらるるを得るが故に始め其自分地位の
 卑くして漸く財產を造つたる者の如きは其名稱を假り
 て公關實業の實會にも招待せらるる等俗榮に嬉々たる
 外人の常情として切に之に任せんむと希望するもの
 なれども固是れ其感情の爲めにして且つ俸給を受くる
 と云ふにも非ざれば日本貿易の爲めに眞に力を盡さん
 とするの念慮に乏しきは素より自然の結果あるべし況
 んや其俗榮と望むの外に或は由て以て信用を買ふの一
 法とあらずある可きに於てをや
 第二各領事は日本の官制文字を知らず、爲めに一切
 の報告を亦すにも不自由なるべきのみか我國民にして
 洋語に熟せざる者が偶々領事館に向て何等かの便宜を

求めんとすとも雖も事甚だ易からずして自然見合はせ勝
 となるべし要するに其職務を完ふするに能はざる者
 第三各領事は日本の法令を以て制裁するに能はず
 官吏懲戒令は我が國民たる官吏を懲戒するに足らざる
 も之を外國人に及ぼす可らず左れば事務上に失錯あり
 ても之を如何とすも能はざる上に其失錯を未
 然に豫防するの効力もなし現に或る我名譽領事にして
 金儲上似合はしからざる云々もありしと云へば貿易
 業として益々發達進歩せしむるには大に注意する所な
 かる可らず

若しも領事を派遣任命するを以て外國に對するの儀式
 とせば則ち止まん荷も然らずして日本貿易業者の良友
 たらしめ不振の通商を誘起して其實績は彼の諸外國領
 事の上にも出でざる可らずとせば此等の各領事を廢
 して代ふるに日本國人を以てするは現在の爲め將來の
 爲め共に得策あるべきを信するなり而して之れを擬定
 するには前號に述べたるが如く所謂適任の才を擇み榮
 譽、報酬を厚くして永く此職の爲めに力を盡さしむる
 の方法を取らざるべからず蓋し領事の職は官吏にして
 官吏に異なり故に之を尋常官吏に適用すべき筆法を以
 て悉皆同一に準へざるべきは實際の効績を奏せんむ
 とを望む甚だ難し實際を望まんむればその撰任の區
 域を廣くして對遇も亦異ならざるを得ざるは自然あら
 ん歟
 前號に從へば費用を要するものと云ふより更に大なるべき
 は勿論あれども領事を此儘に放任せずして往々有
 効ならしめんとするに於ては我輩は其費用の増加する
 を惜まざるに政府は多年内治を是れ務めたる政略の
 方針に備ひ對外の事に付ては自ら活潑あらざるの事情
 もあらざれば雖も内の元費を省て外に貿易の案内保護
 者と養ふを得るとせば其利害得失果して如何やや一歩
 を譲りて之を在外官吏の費用中に移し得用すべしと
 せんか我輩は彼の公使館の數を減じて寧ろ重きを領事
 館に置くを利する者あり
 別に一言すべき事あり領事は從來外務省の管轄に屬
 すと雖も事務の性質は農商務省に密接の關係を有する
 ものなれば更に之を移して商人の良友たらしめ著々そ
 の面目を改めざる可らず蓋し右管轄の事は世既に其
 職あるや久し政府は何んぞ斷行に躊躇するの甚だしき
 や
 (完)

報

○日本人移住の計畫 去る五月二十八日發着の米國
 船「コロン」新開を見るに日本人に移住の計畫ある
 ことを記せしものあり下の如し曰く近頃は米國移住民
 の事に付き云々するものある折柄日本人の大に移住せ
 んとする計畫ある由を開き一層注意を惹起せり蓋し彼
 等カリフォルニア州孰れかの地を相して殖民地を開
 かんとするものにして本國には其基に應ずるもの甚だ
 多しと云ふ左れば遠からぬ内に大に渡航し來るを見るか

るべく我關官吏は若し必要の場合ある時は充分平等を
 制限するを得べきや法律上の用意願なり
 近頃郵船「ケン」の便にて(數日前横濱に着せし「ケン」
 が前航海に桑港に着せし時を云ふならん)移住人取
 役の許へ達せし報道によれば右カリフォルニア州へ移住
 せしめんとする發企者は片岡健吉氏なり氏は恰似實業
 者土佐人にて國會議員と勤め始めは自由黨中に其名
 著しき人なりしが近來政海の變遷常なきを厭ひ國會
 員を辭して専ら移住の事に力を委ぬる心となり既に
 其計畫は漸く緒に就き周旋人等は土佐其他の内地にて
 年餘は二十歳以上三十歳まで身體努力に堪へ既に妻
 なる農夫を募集中にて此等は移住の後一般農夫の監督に
 充る積あり氏は耶蘇教信者にて令息二名はヴァンク
 ヴァーに在り既に同氏等へは適當の土地購定の事を附
 託したりとぞ

移住人取役は耶蘇法律に從ふて其取締を爲す所なる
 に近頃新任されし同役ハッチ氏は此移住の事に最も關
 係あるものにして其法律を辨へたるものも甚だ少きと
 を發見せり例へば此程「ヘルツ」より上陸を差止めら
 れし四名の日本婦人(過日の本紙上に記せし如く渡航
 の目的曖昧なるが爲めあり)の如きは之を乗せ來り汽
 船會社の責任あるものなるに同會社にては昨二十四日
 取締役より其事を聞き始めて其然るを知り大に驚き
 たり但し右法律の本文は左の如し
 彼等移住を差止められたるもの(が)上陸せし間に入
 費及び其本國へ送り歸すべき費用は彼等と乘せ來り
 し船の持主に於て負擔すべし若し船主、支配人若く
 は代理人等が積り乘せ歸るものと否むか又は積り船
 内に存在せしむるものと否むか又は始め乗船せし港
 へ送り歸すものと否むか又は又上陸中の費用を
 支拂するものと否むかを否むに於ては其船主、支配人
 若くは代理人を懲罰の罪に處し一科に付き三百弗よ
 り少からざる罰金を科すべし而して若し其罰金を拂
 はざるものは合衆國孰れかの港に於ても出港免狀を得
 るものと能はざるべし
 ○獨逸伯林通信(五月三日號)
 緒方註次郎氏寄稿

千八百九十一年四月二十五日の東京白ひ頃を以て伯林
 府より各聯邦諸新聞社へ向け發したる飛報に
 元帥大將軍「モルトケ」伯爵は昨日午後國會議院及び貴
 族院に出席せしが午後九時四十五分に至り俄かに心
 臟激動の爲め逝去したり死期は至て諒かにて苦悶の
 様更らに見えざりし
 となりければ獨逸國民の嘆息一方ならず何所に至るも
 其取沙汰のみにて諸邦より早速電報にて弔意を表し
 或は人を派して臨終の模様を探察せしむる等騒々騒々
 有様ありしが二十五日夕刻及び二十六日の諸新聞に
 は孰れも詳細なる將軍の記事を掲げて紙面の半を撰め
 たり中に就き「モルトケ」伯爵の普通新聞「アルゲマイ
 ン」(ツァイツング)は殊に周到なりしもの如し
 「モルトケ」將軍逝去の當日は殊に氣分も勝れて見之其朝
 は令姪の來訪ありたるを以て常よりも早く床を離れ正
 午には車を飛ばして貴族院會議に臨み尙ほ國會議事堂
 にも三時まで其席を占め歸路は別して氣分よく徒歩に
 て二十分程も隔りたる官宅まで歸りたり夕刻五時には
 親戚と共に快く晚餐を終へ七時には茶を酌んで當日
 の物語などあり而して懇談の爲めにどて甥方「モルトケ」

少佐同夫人及び樂師「ドレックス」
 遊びを始めしは八時頃にて勝
 しが稍や興も盡んとする頃深
 以て少佐は取敢へて氣分勝れ
 否と左程にはあらねど勝
 増息の發したるにやあらん
 ければ勝負を争はんとすの答へ
 顔色蒼白頗る不快の様子なれ
 を止め「ドレックス」氏の音樂
 亦面白からんと耳を傾けて聞
 けり少佐は引續き一音もなく
 少佐は引續き一音もなく聞
 少佐は引續き一音もなく聞
 少佐は引續き一音もなく聞
 少佐は引續き一音もなく聞

此報を讀せられて後一日即ち
 の汽車にて午後五時伯林着御
 官邸へ臨ませらるる官邸にては
 「ワルゼル」伯爵等疾く來集
 「ト」少佐夫人も二階にて來迎
 詞を陳べられ供奉の官吏に持
 き花環を親ら携へ尙ほ逝去の
 せらるるに遺骸は白布に纏は
 着け從容として寢に永眠の有
 ありて涙を含み暫らくは言も
 れたる花環を床下に横へられ
 の情を陳べられ在席の諸將軍
 たり
 逝去當時の有様大略右の如し
 骸に付き頸氣論述したるは勿
 帝國公報「ライヒ」ツァイツ
 たり

獨逸國大軍元帥大將軍「モ
 辭せり悲哉午後十時と以
 たる英雄の生命は心臓停頓
 陛下諸王侯降て其德澤に浴
 摩し豈哀悼の情なくして可
 古來の大家傑殊に獨逸國民
 イルヘルム、フリードリヒ
 は諸邦聯合の盛代に於ける
 あり左れば我國民たる者は
 文武皇帝の參謀たる大將に
 情を呈すべきなり然のみな
 取を取りたる國民は「大將に